

生駒市選挙管理委員会告示第6号

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月31日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

生駒市選挙管理委員会規程（昭和48年7月生駒市選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「公文書」を「行政文書」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。